

令和 6 年度第 1 回関東支社入札監視委員会審議概要

| | | |
|--------------------------|--|--------|
| 開催日及び場所 | 令和 6 年 1 0 月 1 0 日 (木) 東日本高速道路(株) 関東支社会議室 | |
| 開催方式 | 対面方式 | |
| 委員 (五十音順、敬称略) | 石坂 元一 (中央大学教授) 長内 温子 (公認会計士) 原田 剛 (中央大学教授) 星 卓志 (工学院大学教授) 牧 剛史 (埼玉大学大学院教授) 山田 瞳 (弁護士) | |
| 審議対象期間 | 令和 5 年 1 0 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 3 1 日 | |
| 抽出案件 | 総件数 6 件 | (備考) |
| 一般競争 | 1 件 | |
| 条件付一般競争 | 1 件 | |
| 条件付一般競争 (指名併用型) | 1 件 | |
| 随意契約 | 1 件 | |
| 調査等 | 1 件 | |
| 物品・役務 | 1 件 | |
| | 意見・質問 | |
| 委員からの意見・質問、 それに対する回答等 | 別紙のとおり | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の 具申又は勧告の内容 | なし | |

| 意見・質問 | 回答 |
|--|---|
| I. 入札・契約手続きの運用状況等の報告 | |
| <p>「工事等契約状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格停止等の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「競争参加資格取消・保留の運用状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>「一次苦情・一次説明の処理状況」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし | |
| II. 入札審査等の結果報告及び審議 | |
| <p>① 関東支社管内での1者入札の落札率ほどの程度であるか。</p> <p>② 最低入札者以外が落札したケースが0件だったことに対し、会社としての考え方はあるか。</p> | <p>① 96%程度となります。</p> <p>② 価格のみでなく、価格・技術の評価が、共に高い応札者が落札することが望ましいと考えます。</p> |
| III. 抽出事案の審議 | |
| <p>(1) 一般競争入札方式</p> <p>【首都圏中央連絡自動車道 阿見稲敷舗装工事】</p> | |
| <p>① 資格の設定が平成20年度以降に元請として完成及び引渡し完了した施工実績という区切りになっている理由を教えてください。</p> <p>② 競争参加資格区分の中で、NsとNの違いを教えてください。また、区分は工事ごとに定められているのか。</p> | <p>① 国の基準では少なくとも過去10年と設定しており、当社では過去15年間の実績を評価することとし、平成20年度以降の実績としました。</p> <p>② 国交省指定機関が審査した経営審査事項の点数を基に、当社で区分を設定したものです。工事種別ごとに、区分を定め共通入札公告で公表しています。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|--|
| <p>③ 技術評価点が低くない業者が辞退しているが、理由は調べているのか。</p> | <p>③ 舗装工事は参加者も多く競争性が高いため辞退理由は確認していませんが、他工事で確認した中では、技術者が配置できない理由で辞退した者が多い状況です。</p> |
| <p>(2) 条件付一般競争入札方式 【東関東自動車道 吉倉高架橋塗替塗装工事】</p> | |
| <p>① 技術評価点が極めて低い業者は、会社として問題はないのか。また、仮に他に参加者がいない場合は、上記業者でも受注者となり得るのか。</p> <p>② 若手・女性技術者の評価は、工事实績Ⅰ型だと高く評価されるが、工事实績評価Ⅱ型を選定した理由はなにか。</p> | <p>① 例えば、工事实績が NEXCO 3 社の場合に評価を高くする等、実績によって差をつけており、他の項目でも評価がないと、結果的に評価が低くなります。なお、技術評価点の低い業者が落札する可能性もあると考えます。</p> <p>② 工事实績Ⅰ型は、工事等の実績に加え、施工計画を求め企業の能力を評価する方法です。本工事は難易度が比較的高いものではなく、施工計画上の課題が少ないことから、工事等の実績で評価できる工事实績Ⅱ型を採用しています。</p> |
| <p>(3) 条件付一般競争入札（指名併用型）方式 【東京外環自動車道 三郷 I C 電気室改築工事】</p> | |
| <p>① 低入札価格調査で失格になった業者に対し、その後の入札で何か影響することはあるか。</p> <p>② 提出書類の不備は、事前に判断できないものなのか。</p> <p>③ 三郷 I C 電気室改築工事という工事名だが、他の地域の改築も一体で発注している。これは一般的なことなのか。</p> | <p>① 低入札価格調査において、調査に協力しないなどの不誠実な対応がある場合は、要領に従い、競争参加資格を停止する場合があります。</p> <p>② 低入札に係る調査依頼をして初めて受け取る書類のため、事前に判断はできません。</p> <p>③ 本工事は、個別での発注を行った際に不調となった背景があり、工事規模を大きくして再度発注した工事です。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|---|
| <p>④ 101者指名する中、応札者が3者となっているのは、工事規模が大きいからではないか。</p> | <p>④ 建築工事は平均入札参加者が少なく、不成立のケースも多くなっています。市場には大規模な建築工事があるため、本工事のような比較的小規模な工事には参加者が少ない状況です。</p> |
| <p>(4) 随意契約 【東北自動車道 鬼怒川橋床版取替工事】</p> | |
| <p>① 当初発注工事に基づく継続工事の範囲はどのように定められているのか。</p> <p>② 継続契約方式では、当初発注の際に、金額を安く抑え、後発工事の際に金額を高くして落札することが可能なのではないか。</p> <p>③ 当初契約の落札率を後発工事に反映させることは、入札者に対して明示されているのか。</p> <p>④ 先発工事の結果を踏まえ、後発工事への改善策を提出しているのか。</p> | <p>① 当初発注工事の入札公告に、後発工事の内容を記載しています。</p> <p>② 当初発注工事の落札率を後発工事にも反映させるため、当初発注工事の契約時にダンピングしても、後発工事で高く落札することができない仕組みとなっています。</p> <p>③ 当初発注工事の入札公告に明記しています。</p> <p>④ 当初発注工事の契約時の技術提案内容について、後発工事でも継承いただくため技術提案をいただきますが、改善策を求めるためのものではありません。</p> |
| <p>(5) 調査等 【横浜環状南線 釜利谷JCT～戸塚IC間機械設備詳細修正設計】</p> | |
| <p>① 技術評価点の差がついていないが、評価方法として問題ないと考えているか。</p> <p>② 高速道路会社での実績と各都道府県・市町村での実績では2倍の評価差があるが、新しい業者が参入する障壁とならないのか。</p> | <p>① WTO案件ということもあり、外国企業参入の障壁にならないよう一般的な基準を設けるため、結果として差が開き難かったと考えます。</p> <p>② 高速道路会社での業務と都道府県での業務では内容が違ふと考え、左記点数差となっています。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|---|---|
| <p>(6) 物品・役務 【令和6年度 防災用情報収集業務】</p> | |
| <p>① 航空運送事業の許可と航空機使用事業の許可の両方の資格を取得している事業者は何社程度あるのか。</p> <p>② 今回と同様の業務を過去に契約した実績はあるのか。あるとしたら、前回は1者応札だったのか。</p> <p>③ 前回・今回ともに1者応札だったということに対して何か工夫などの考えはあるか。</p> <p>④ 機材や人員は本業務のための専用となっているのか。</p> <p>⑤ 他社の調査等と競合し、飛行できないことはないのか。</p> <p>⑥ どのような形で見積をとっているのか。</p> <p>⑦ 必ずしも契約金額が執行されなくてもよいのか。</p> <p>⑧ 前回契約期間の10年から、今回5年に変更した理由はなにか。</p> | <p>① 令和5年4月時点で、国が発表している両方の資格を取得している事業者は、東京航空局管内で18社程度と認識しています。</p> <p>② 10年前に同様の業務を契約し、その際も1者応札でした。</p> <p>③ 参加資格要件の項目を前回より減らして設定し、より多くの業者に参加いただくことを考えていたが、更なる工夫が必要と思っています。</p> <p>④ 専用とはなっておらず、条件に合った複数台の機体の中から、当日飛行可能な機体で業務を行っていただきます。人員についても同様です。</p> <p>⑤ 常に1台が飛行できる体制を構築することを契約条件として仕様書に記載しています。</p> <p>⑥ 基本業務を月単価、飛行業務を時間単価として見積をとっています。</p> <p>⑦ そのとおりです。基本業務については、契約の内訳どおりお支払いしますが、飛行業務については、飛行した時間によってお支払いしています。</p> <p>⑧ 10年を待たず技術革新が急速に進む可能性があることや、国のロードマップ等も参考にして、今回は5年としました。</p> |

| 意見・質問 | 回 答 |
|--|-----|
| IV. 審議結果の報告 | |
| <p>抽出事案（２）</p> <p>比較的簡易なもののため工事实績Ⅱ型の適用とのことであったが、本工事にかかわらず、内容に応じてある程度水準を満たせばあとは価格で評価する手法も検討願いたい。</p> <p>抽出事案（３）</p> <p>低入札価格調査において、書類作成や確認等の手続きに時間を要する一方、単純な添付漏れでも失格となる場合もあることから、ペナルティを課すことも、低入札を防ぐためには検討すべきではないか。</p> <p>抽出事案（６）</p> <p>1 者入札を避ける工夫として、業界への働きかけなどを行い、競争性を確保することも必要なのではないか。</p> | |